

## 令和3年産米価格の下落等により影響を受けている 農業者の皆様への緊急支援

市では、令和3年産米価格の下落等により、農業経営に影響を受けている農業者の皆様を対象に、農業経営の安定化を目的とした支援制度を緊急に創設しました。

### 対象となる方

次の資金を利用する農業者(資金の詳細は裏面をご覧ください)

#### 農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫)

- ・ 資金用途：社会的・経済的環境の変化等により経営状況が悪化している場合に農林漁業者の経営の安定に必要な資金
- ・ 限度額：600万円(一般)
- ・ 借入利率：0.16%(令和3年9月21日現在。利率は改定されます)

#### 令和3年度緊急農業経営安定対策資金(JA)

- ・ 対象者：令和3年産米価格の下落等により収入減少が見込まれる農業者
- ・ 限度額：2,000万円
- ・ 借入利率：1.5%(融資後2年間はJAグループ新潟の利子補給により年0.5%)

※ ただし、次の要件をいずれも満たす必要があります。

- ・ 市内に住所又は事業所を有すること。
- ・ 補助金の交付を申請する日において、継続して農業を行っていること。
- ・ 市税を完納していること。
- ・ 令和3年産米価格の下落等による収入の減少を理由に借入れをすること。

### 支援内容

#### ○借入利子への補助

農林漁業セーフティネット資金又は令和3年度緊急農業経営安定対策資金の借入利子を、市が補助金として交付します。

【補助内容】 融資実行後に、2年分の利子相当額を一括補助  
※借入れ時の利率を適用します。

#### ○保証料への補助

新潟県農業信用基金協会の保証料を、市が補助金として交付します。

【補助内容】 融資実行後に、2年分の保証料相当額を一括補助  
※借入れ時の保証料率を適用します。

### 申込期間

令和3年10月1日(金)から令和4年3月31日(木)まで  
※期間内に融資実行が完了していることが要件になります。

### 申込先

上越市農村振興課

#### 【お問い合わせ先】

上越市 農林水産部 農村振興課 管理係  
電話：025-520-5752 (直通)

## 日本政策金融公庫の対象資金

### 「農林漁業セーフティネット資金」の内容

項目	内容
資金用途	社会的・経済的環境の変化等により経営状況が悪化している場合（※）に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金 （※）売上げの減少（前期比10%以上）、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等（原油、飼料等）の価格高騰、取引先破綻による売掛金の回収不能など
融資対象者	認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織
融資限度額	600万円 ※簿記記帳を行っている場合、年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額
融資金利	年0.16%（令和3年9月21日現在。利率は改定されます。）
融資期間	10年以内（うち据置期間3年以内）

お問い合わせ・ご相談は

日本政策金融公庫 新潟支店 農林水産事業：025-240-8511

## JA えちご上越による農業者への支援

JA えちご上越では、令和3年産米価格の下落等に伴い、農業経営に大きな影響を受ける農業者に対し、必要な資金を円滑に融通することにより、農業経営の安定化を支援することを目的として、「令和3年度緊急農業経営安定対策資金」を取り扱うこととしました。

なお、本資金に対してJAグループ新潟が利子補給することにより、融資後2年間、金利負担の軽減を図ります。

### 「令和3年度緊急農業経営安定対策資金」の内容

項目	内容
融資対象者	令和3年産米価格の下落等により収入減少が見込まれる農業者
融資限度額	2,000万円（JAが算定した収入減少の範囲内）
融資金利	年1.50%（固定金利） ※融資後2年間は、JAグループ新潟の利子補給により年0.5%となります。
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
担保・保証	原則として、新潟県農業信用基金協会の保証
取扱期間	令和3年10月1日（金）～令和4年3月31日（木）

お問い合わせ・ご相談は

和田支店：025-524-2701 上越支店：025-524-6444 浦川原支店：025-599-2331  
中央支店：025-524-3930 三和支店：025-532-2311 頸城支店：025-530-2321  
春日支店：025-523-2885 新井支店：0255-72-2260 はまなす支店：025-536-2283  
有田支店：025-543-2661 関山支店：0255-82-2002